

遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第170条第2項の事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。
- (3) 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
- (4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官からの地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3（1）及び（2）に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 遊漁規則
- (2) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。

- (3) 変更の場合は、(2) の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- (4) 遊漁料算定に関する次の各資料
- ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
 - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
 - エ 水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
 - オ 水産動植物の増殖計画（魚種別増殖方法及びその費用）及び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）
 - カ 組合の収支決算書
 - キ 遊漁料算定方法
- (5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料
- ア 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料
 - イ 設定（変更）を行う区域の地図
 - ウ 設定（変更）を行う区域の様相等資料
 - エ 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書
 - オ 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況
 - カ 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料
- (6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）
- (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類
- 2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月8日から施行する。
- 2 遊漁規則（変更）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。